

品川区立総合区民会館指定管理者候補者の公募について

1. 趣旨

品川区立総合区民会館の管理については、品川区の文化芸術の振興ひいては人と人の交流やまちのにぎわいを創出することを目的に管理運営を行っている。令和8年3月31日をもって指定管理期間の5年間が満了となるため、令和8年4月1日からの指定管理者候補者を公募する。

2. 指定管理者が管理を行う施設

品川区立総合区民会館（東大井五丁目18番1号）

3. 指定管理者が行う主な業務

- (1) 一般貸出施設の運営および使用の承認、取り消しに関すること。
- (2) 利用料金の徴収に関すること。
- (3) 施設の維持および修繕に関すること。
- (4) 自主事業に関すること。
- (5) 区長が特に必要があると認めた業務。

4. 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

5. 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

簡易型プロポーザル方式（公募型）により候補者を選定する。

(2) 選定委員会の設置

候補者の選定にあたっては、「品川区立総合区民会館指定管理者候補者選定委員会」を設置する。

(3) 選定基準

指定管理者の選定にあたっては、次に掲げる事項を選定基準とする。

- ① 使用者の平等な利用およびサービス向上を図るものであること。
- ② 会館の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- ③ 会館の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。
- ④ その他会館設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

6. 今後の予定

令和7年6月 募集要項の配布

- 9月 指定管理者候補者選定予備委員会開催
- 9月 指定管理者候補者選定委員会開催・選定
- 12月 指定管理者指定の議決
- 令和8年3月 指定管理者業務の協定締結
- 4月 指定管理者業務開始